

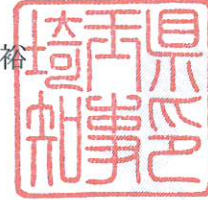
産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県八潮市木曾根618番地1

氏名 株式会社大場組
代表取締役 大場 智嘉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 4年10月 3日

許可の有効年月日 令和 9年 8月 8日

1. 事業の範囲

中間処理

【事業場①】

破 砕：廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず
(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上5種類

圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 以上3種類

【事業場②】

破 砕：廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)
及び陶磁器くず 以上2種類

熔融減容：廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類

圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 以上3種類

圧 縮：金属くず 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

【事業場①】埼玉県八潮市大字木曾根字上614番1、617番1、618番1 以上3筆
(面積2,874㎡)【事業場②】埼玉県八潮市大字木曾根字上616番1、616番3、619番1、619番3、
619番4、619番5、619番6、619番7、620番3 以上9筆
(面積2,481.65㎡)

処理施設及び保管施設の概要は2～4頁のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる施設及び場所で行うこと。
(2) 中間処理は、2頁に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成14年 8月 9日	指令廃指第808号	新規許可
令和元年 7月 1日	指令産廃第244-1号	変更許可(事業場②の追加)
令和 4年 9月12日	—	変更届(破碎施設及び圧縮梱包施設の入れ替え)
令和 4年10月 3日	指令越環第328号	更新許可
令和 5年11月27日	—	変更届(代表者)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

【事業場①】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	4.68t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成14年 8月 9日 — —
	36.63t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
	49.05t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上1種類	
破砕施設	4.90t/日 (8時間)	木くず 以上1種類	平成14年 8月 9日 — —
破砕施設	4.02t/日 (8時間)	がれき類 以上1種類	令和 4年 9月12日 — —
破砕施設	4.64t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	平成17年 3月31日 — —
圧縮梱包施設	5.92t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	令和 4年 9月12日 — —
	5.82t/日 (8時間)	紙くず 以上1種類	
	2.33t/日 (8時間)	繊維くず 以上1種類	

【事業場②】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	4.09t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	令和元年 7月 1日 — —
	3.25t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上1種類	
溶融減容施設	0.32t/日 (8時間)	廃プラスチック類 ((廃発泡スチロールに限る。)) 以上1種類	令和元年 7月 1日 — —
圧縮梱包施設	21.52t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	令和元年 8月13日 — —
	18.48t/日 (8時間)	紙くず 以上1種類	
	7.36t/日 (8時間)	繊維くず 以上1種類	
圧縮施設	47.56t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	令和元年 7月 1日 — —



保管施設の種類及び能力等

【事業場①】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類	72.0㎡	2.0m（屋内）
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類	130.0㎡	2.0m（屋内）
廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 以上3種類	15.6㎡	3.0m（屋内）
木くず 以上1種類	28.6㎡	3.0m（屋内）
廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 以上3種類	33.2㎡	3.0m（屋内）
がれき類 以上1種類	18.5㎡	1.5m（屋内）
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上1種類	18.5㎡	3.0m（屋内）
廃プラスチック類 以上1種類	10.0㎡	1.6m（屋内） (8.3㎡コンテナ×1個)
金属くず 以上1種類	10.0㎡	1.6m（屋内） (8.3㎡コンテナ×1個)
紙くず 以上1種類	10.0㎡	1.6m（屋外） (8.3㎡コンテナ×1個)
廃プラスチック類 以上1種類	4.6㎡	1.5m（屋外） (1.1㎡フレコンバッグ×3個)
繊維くず 以上1種類	4.6㎡	1.5m（屋外） (1.1㎡フレコンバッグ×3個)
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。） 以上1種類	10.8㎡	1.8m（屋外）
木くず 以上1種類	36.0㎡	1.8m（屋外）
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。） 以上1種類	10.8㎡	1.8m（屋外）
がれき類 以上1種類	38.3㎡	1.8m（屋外）
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上1種類	39.6㎡	1.8m（屋外）
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。） 以上1種類	28.6㎡	1.8m（屋外）

【事業場②】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上5種類	112.0m ²	2.0m（屋内）
廃プラスチック類 以上1種類	10.0m ²	1.6m（屋内） (8.3m ³ 鉄製コンテナ×1個)
紙くず 以上1種類	10.0m ²	1.6m（屋内） (8.3m ³ 鉄製コンテナ×1個)
繊維くず 以上1種類	10.0m ²	1.6m（屋内） (8.3m ³ 鉄製コンテナ×1個)
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上1種類	8.8m ²	1.6m（屋内） (8.3m ³ 鉄製コンテナ×1個)
廃プラスチック類 以上1種類	8.8m ²	1.6m（屋内） (8.3m ³ 鉄製コンテナ×1個)
廃プラスチック類 以上1種類	8.8m ²	1.6m（屋内） (8.3m ³ 鉄製コンテナ×1個)
廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。） 以上1種類	8.8m ²	1.6m（屋内） (8.3m ³ 鉄製コンテナ×1個)
金属くず 以上1種類	80.0m ²	1.2m（屋内）

(以下余白)